

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
児童福祉法に基づく【計画相談支援事業】【障害児相談支援事業】
森ケアサービス相談支援事業所

運 営 規 程

（事業の目的）

- 第1条 一般社団法人あみーる（以下「事業者」という。）が設置する森ケアサービス相談相談支援及び支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定特定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい者及び障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、上記1項の方針を元に行うものとするが、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 前2項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

- 第3条 指定特定相談支援事業等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 森ケアサービス相談支援事業所
- 2 所在地 兵庫県尼崎市南塚口町3丁目9番28号

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 相談支援専門員 1名（常勤兼務）

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|--------------------------------------|
| 1 | 営業日 | 月曜日から金曜日まで。
ただし年末年始、お盆及び国民の祝日は除く。 |
| 2 | 営業時間 | 09:00～17:00 |
| 3 | サービス提供日 | 月曜日から金曜日まで。
ただし年末年始、お盆及び国民の祝日は除く。 |
| 4 | サービス提供時間 | 09:00～17:00 |

（指定児童発達支援の定員）

第8条 事業所の児童発達支援の定員は、次のとおりとする。

- 1 定員数 10人
- 2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて児童発達支援の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・障がい児
- ・精神障がい者
- ・難病等対象者

（指定計画相談支援等を提供方法及び内容）

第7条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- 1 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
利用者等の立場に立って懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 2 アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
（ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。
（イ）利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 3 サービス等利用計画案の原案の作成
アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。
- 4 サービス等利用計画案の作成

- (ア) サービス等利用計画案の原案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費及び法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付費の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の原案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。
- (イ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等及びその家族並びに担当者に交付するものとする。
- 5 サービス担当者会議の開催
サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 6 サービス等利用計画の作成
 - (ア) サービス担当者会議の開催により、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。
 - (ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及びその家族並びに担当者に交付するものとする。
- 7 モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施
 - (ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。
 - (イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用等計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 8 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
1から7に附帯するその他必要な支援、相談、助言

（利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等）

- 第8条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。
- 2 事業者は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額（若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障がい者等及び当該障がい児等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。
 - 3 第1項から第2項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障がい者等に対し交付するものとする。
 - 4 第2項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ計画作成対象障がい者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障がい者等の同意を得るものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

- 第9条 法定代理受領により市町村から指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額を通知するものとする。
- 2 前条第1項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

尼崎市全域とする。

ただし、これらの地域以外の利用希望者については相談に応じる。

(事故発生の防止及び再発防止時における対応方法)

第11条 事業所は、事故が発生した場合には的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するために次の措置を講じるものとする。

- ・事故の発生した場合の対応については事故の発生又は事故の再発の防止等に関する指針を定める。
- ・事故が発生した場合又は事故の危険性がある状態が生じた場合において、これらの事実が管理職に報告され、その原因の分析の結果に基づき策定した改善策が職員に周知される体制を整備する。
- ・定期的に事故の発生又は事故の防止についての会議を開き、職員に対して研修を行う。

- 2 指定一般相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の3第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に対し、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の第3項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第2項及び児童福祉法第57の3の2第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにかできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ・虐待防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会の設置及び、委員会での検討結果について職員への周知

(暴力団等の排除)

第14条 事業所の代表者および管理者は、暴力団員等との密接な関係を有することなく、またその運営について暴力団等の支配を受けない。

(個人情報の保護)

第15条 事業所の職員および管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所職員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。そのため、秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者等またはその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用者等またはその家族の同意を得ておかねばならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第16条 事業所は、運営内容の評価を行い、常にその改善を図り、評価の結果を公表するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第17条 事業所は、職員の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ・継続研修 年2回
- 2 研修の実実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場においておこなわれる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他)

第20条 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援サービスの完結した日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和3年1月8日から施行する。

令和4年3月1日から施行する。

令和7年12月8日から施行する。